定款

株式会社翻訳センター

第1章 総則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社翻訳センターと称し、英文では、HONYAKU Center Inc. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1 翻訳および通訳業務
 - 2 翻訳および通訳業務に関するサービス、コンピュータシステム等の開発、販売、運用、保守ならびにこれらに関するコンサルティング
 - 3 文書・書籍の企画、作成、翻訳、編集、制作、印刷および出版、販売
 - 4 労働者派遣事業
 - 5 有料職業紹介事業
 - 6 各種催事および国際会議の企画、運営
 - 7 語学教育事業
 - 8 企業の人材育成のための教育研修事業
 - 9 コンピュータシステムの設計・構築ならびに運用保守
 - 10 コンピュータによる情報処理および情報提供サービス
 - 11 前記各号に付帯関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - ① 取締役会
 - ② 監査等委員会
 - ③ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10,280,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己 の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。
 - ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主 名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社 においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上 をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を 行使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付す る書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の 選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社 長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 その議長となる。
 - 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席 した取締役の過半数をもって行う。
 - 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める 取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 28 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、取締役(業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人である取締役を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監查等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を 開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第 35 条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の 責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 2,000 万円以上であらか じめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を 負担する契約を締結することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお 受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 33 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項 所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度に おいて、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第 2 条 定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の 日とする株主総会については、定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。
 - 3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。